

鹿児島市交通局バス及び公用車損害賠償責任保険仕様書

本仕様書は、鹿児島市交通局(以下「甲」という。)と契約する者(以下「乙」という。)が令和7年度に契約する自動車保険について、その具体的内容事項を定めるものである。

自動車の運行に起因して生じた事故により、乗客、通行人、及び自動車運転者などの対人・対物(他人の財産)に損害を与えた損害賠償を負った場合に、被害者に支払うべき損害賠償金及び賠償問題解決のため支出する訴訟費用、弁護士費用及び被害者の応急手当てなどについて保険で支払うものとする。

1 自動車保険

(1) 保険期間

令和7年4月1日(午後4時)から令和8年4月1日(午後4時)まで

(2) 対象車両(年度途中で車両入れ替えの予定あり)

① バス車両135両

内訳:ア. 一般路線バス118両

ABS搭載車両118両(内、道路運送法第35条の規定に基づき一般旅客自動車運送事業を受託する者(南国交通株式会社)が使用する車両は、ABS搭載車両41両)

イ. 周遊バス6両

(内、ABS搭載車両5両)

ウ. 観光バス8両

(内、ABS搭載車両2両、

ABS搭載車両及び車線逸脱及び衝突軽減装置車6両)

エ. コミュニティバス3両

(ABS搭載車両3両)

② 公用車 20台(バス事業課7台. 電車事業課9台. 総務課4台)

内訳:バス事業課

新栄営業所	小型乗用自家用(巡視車)	鹿児島501そ5544
	小型貨物自家用(ワゴン車)	鹿児島400つ6796
	軽自動車貨物自家用	鹿児島480む5599
	小型乗用自家用	鹿児島500に6313
	軽自動車貨物自家用	鹿児島480む4202
整備	小型貨物自家用	鹿児島46の8221
	小型貨物自家用	鹿児島400ち7303

電車事業課

運輸係	小型特種自家用	鹿児島800す8098
車両係	レッカー車	鹿児島800は1713

※車線逸脱及び衝突被害軽減ブレーキ搭載車

施設係	軽貨物自家用(電路)	鹿児島43さ2835
	普通特種自家用(電路)	鹿児島800せ1574
	普通貨物自家用(電路)	鹿児島100せ3968
	小型貨物自家用(線路)	鹿児島400す2534
	軽特種自家用(電路)	鹿児島880あ1858
	軽特種自家用(線路)	鹿児島880あ1926
	第二種原付(電路)	鹿児島市 は 30023

総務課

	普通乗用自家用	鹿児島33ほ6095
	軽乗用自家用	鹿児島582た3269
	小型乗用自家用	鹿児島501の5225
	軽貨物自家用	鹿児島43せ2645

(3)保険内容

- ① 対人賠償保険 1名につき 無制限
- ② 対物賠償保険 1事故につき 500万円(免責なし)

(4)その他特約

- ① 加入保険については、基本契約に含まれる場合を除き、以下の特約を付帯する。
 - ・管理請負自動車に関する追加被保険者特約(委託車両のみ付帯)
 - ・自損事故傷害不担保特約
 - ・対人臨時費用不担保特約
 - ・車両が事故、故障またはトラブルにより走行不能となった場合に、レッカーけん引を行う特約について、バス車両135両に適用すること
 - ・全車両包括特約

(5)その他条件

- ① 道路運送法第35条に基づき、甲と一般旅客自動車運送事業の管理の委託契約を締結した事業者(以下、管理受託事業者)及び管理受託事業者が甲の承認にもとづき受託業務の一部を再委託した場合の再委託先事業者が、保険対象車両を運転中に発生した事故についても本件の補償の対象とする。
- ② 衝突警報装置等の設置及び研修等、事故削減に向けた対策に評価を行うこと。
- ③ 各車両の明細については電子管理とすることができる。

(6) 代理店
甲の意向を尊重すること。

(7) 支払方法
一括支払(4月末日まで)

2 自動車損害賠償責任保険

(1) 契約に関する事項

甲は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間において、自動車損害賠償責任保険(以下、自賠責保険という。)に加入することになるバス車両及び公用車両(リース車を除く)については、乙又は乙の代理店と契約するものとする。

(2) 自賠責保険料の支払及び事務手続

- ① 契約依頼(毎月10両程度)した自賠責保険料の口座振込を確認後、直ちに自賠責保険証明書等を甲の指定する場所へ持参するものとする。尚、自賠責保険料の振込先は、甲が指定する金融機関を原則とするが、それが難しい場合は振込手数料を乙又は乙の代理店が負担するものとする。
- ② 自賠責保険契約、異動、解約及び保険証明書再交付等の書類並びに保険証明書等の作成、変更又は訂正については、甲の指示に従い即時対応するものとする。
- ③ 自賠責保険に関する帳票類について、甲が必要とするものについては、甲の指示に従い速やかに調製し納付すること。

(3) 代理店
甲の意向を尊重すること。

3 事故の解決処理等

(1) 事故が発生した場合、保険会社に対し現場に出勤を要請することがあるので、これに応ずること。

(2) 事故状況の確認については、交通局及び関係機関等により状況を収集把握すること。

(3) 保険会社は、契約期間中の事故については契約期間満了後も責任をもって解決にあたること。

4 ドライブレコーダー記録映像の利用について

事故やトラブルの状況及び原因を明らかにするために、管理者用パソコンからデータ抽出可能であり、その当事者、保険会社、捜査機関に情報提供を行うことができる。(ただし、個人情報を使用する目的に公益上の必要がある場合や当局から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、提供データに個人情報を記録された本人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる場合に限る。)

※ドライブレコーダー設置車両数：バス車両135両

5 その他

- (1) 本契約の履行に際し、本仕様書に疑義が生じた場合は、甲の解釈に従うものとする。
- (2) この契約による事務の処理の委託を受けた者は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるものをいう。以下同じ。)について、その保護の重要性を認識し、個人の権利利益を損害することのないよう、適正に取り扱わなければならない。
- (3) 乙は、この仕様書又はこの仕様書に基づきなされた契約等について、乙の責に帰すべき理由による第三者の異議申し立て等により、甲の事業の妨げとなる恐れがあるときは、すべて乙の責任において解決をなし、甲に対して何ら迷惑をかけないものとする。
- (4) その他具体的な業務手順等について、本仕様書に記載のない事項についても当然必要と考えられる時は、甲乙協議の上、適正に実施すること。